

「(仮称)調布市手話言語条例(案)・(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例(案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年6月5日(水)～令和6年7月4日(木)
- (2) 周知方法 市報(令和6年6月5日号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所2階障害福祉課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 子ども発達センター, 障害者相談支援事業所(ドルチェ, ちょうふだぞう, 希望ヶ丘), こころの健康支援センター, 希望の家, 知的障害者援護施設なごみ
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所障害福祉課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 44件(12人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	9件
(仮称)調布市手話言語条例(案)に対する意見	26件
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例(案)に対する意見	9件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

(注1) 令和6年7月9日時点の集計で「市の考え方」については、現在作成中のため空欄となっています。今後、提出された意見への回答を作成し、令和6年8月頃に公表する予定です。
 (注2) 次ページからの表の左欄「項目」に記載している内容は、パブリック・コメント手続で公表した時点の内容となります。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	<ul style="list-style-type: none"> ：はじめに ・パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである ・このメールを受信した場合、受信したことを速やかにご返事ください。 	
全般	2	二つの条例(案)の位置付けや関係性について手話通訳者をどちらの条例に記載するかなどの議論が委員会でされているが、それぞれに必要なものは重複してよから両方に記載すべきである	
全般	3	計画の策定でなく(すでにどれかの計画にふくまれているかもしれないが)、あえて、具体的中身に乏しい条例を制定する必要性は何か?法的根拠が欲しいのか? また、条例策定後に、具体的な実行計画が必要ではないか?	
全般	4	調布市障害者総合計画と整合性が取れていること	
全般	5	条例をブラッシュアップさせるためにも、「〇年後に見直す」などの条項は不要なのではないか?	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	6	<p>昨日(20240703)、最高裁で「旧優生保護法は違憲である」との画期的な判決が下りましたが、その大法廷では公費で初めて手話通訳者が配置されたという報道があって驚きました。今までいかに社会の流れと離れたところで、社会とかけ離れた数々の判決が生み出されてきたかと得心するものでした。</p> <p>翻って基礎自治体である調布市の聴覚障害の方々への合理的配慮はどうなっているのか少し調べてみました。各種検討会や審議会などについて、主催各部署では参加者の要請を受けて社協に要請する、個人依頼も交通費の上限以内で社協で用意することができるとのことでした。ただ、障害のある当事者さんとの会合に慣れていない部署では、手話通訳派遣に対するガイドラインがないように見受けられました。</p> <p>だからこそその「条例」制定案だと思われます。</p> <p>この2つの「案」を見ると、「共生社会の充実を目指し」「寄与する」という言葉が何度も出て来ます。目標は、障がいをもつたのためというよりも、健常な方の意識の改革を訴えるべきものだと考えられます。</p> <p>「共生条例」またはインクルーシブ条例」を先に、上位として設定した方が良く、そちらがむしろ先だ、と思われませんが、いかがでしょうか。最高裁が、初めて聴覚障害の方への配慮の必要性に（やっと）気が付いたのです。</p> <p>第5回目の検討会のために用意された「課題整理」の資料は当事者さんに取材もされていると思われ、とても適切な資料だと思いました。</p>	
全般	7	<p>調布市のこの2つの条例が通り、障害を持たれている方々がとそうでない人達とが互いに尊重しあい住みやすい社会になれば良いと思います。</p> <p>調布市が共生社会のモデル市になれば素敵だと思います。</p>	
全般	8	<p>聴覚障害者にとって手話は情報保障の点から重要な手段だと思う。意思疎通に関する条例案内容も共生社会を目指す上で必要なものと思う。よって両案共に賛成します。</p>	
全般	9	<p>私は調布市で行っている手話講習会を受講し2年目になります。手話を学び始め、手話だけでなく聾者の方の文化や背景なども少しずつですが聞き知るにつれ、現在では手話の存在を知る人は多いとは思いますが、実際に理解するまでにはまだまだ至っていないことも知りました。</p> <p>今年調布市で手話言語条例が制定される予定であるとのことですが、まだこれからだということの驚きと、ここまで携わってこられた方々のご苦勞を感じております。</p> <p>私が手話を学び始めたこともあり、家では中学生の娘と手話について話をすることも増えました。</p> <p>どうか手話や聾者の方の生活が多くの人に理解され実際に触れ学ぶ機会が増えることを願っております。</p>	

(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見

項目	No	御意見の概要	市の考え方
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	10	<p>手話は「言語」という当たり前のことをどうか一般的な常識になっていくことを願っています。多摩地区で府中市に続いて調布市にて制定されることをなりますように。そして、私も手話の勉強をがんばります！！</p>	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	11	<p>(仮称) 手話言語条例(案) (以下「手話条例」) については、障害者や手話通訳者などの関係者が主体的に関われるので、行政は、条例制定や条例の運用、計画の推進においては、その方々の関与を最大限尊重すべきであり、そのうえで、人的・財政的支援を行うべきである。</p> <p>具体的には、一般財団法人全日本ろうあ連盟の市町村手話言語条例モデル案(*)などを参照すべきである。</p> <p>(*) https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20190515-shichoson-jorei-model.pdf</p>	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	12	<p>「前文」に、「手話は(標準語と対等な)言語である」ことを宣言するために、歴史的・世界的・法的背景や根拠となるキーワードを追加したほうがよい。</p> <p>例えば、大阪市こころを結ぶ手話言語条例(H28.1.18)に記載されている以下の文章のようなものである。</p> <p>「平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。</p> <p>「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。」</p> <p>また、市民向け周知のチラシのキャッチコピーは「手話は言語です」である。本市の条例では、基本理念第3条の(1)にあるが。</p>	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	13	<p>誰を中心にした条例であるのかが明確でない。</p> <p>意思疎通条例では第2条(1)や(3)に当事者が、(2)にツールが定義されているが、この手話言語条例にはない。一見自明のようだが、ろう者・失語症、手話通訳者など主要な関係者を定義しておいた方が理解が深まる。</p> <p>(2つの条例に整合性が取れていない)</p>	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	14	<p>● 全体を通して、わかりにくい条例である。誰が、何が・を、対象であるか明確でない。例えば、大阪市の条例では、以下のように具体的にわかりやすく書かれている。</p> <p>-----</p> <p>(手話を使用できる職員の増員) 第8条本市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めるものとする。</p> <p>(公共施設等に対する啓発) 第9条本市は、病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努めるものとする。</p> <p>(学校における理解の促進) 第10条本市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。</p> <p>-----</p>	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	15	また、第5条(市民の役割)、第6条(事業者の役割)はかかれているが、当事者や関係団体の役割もどこかに書かれるべきでないか？(意思疎通条例では当事者は第2条(1)に定義されている)	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	16	また、第5条(市民の役割)、第6条(事業者の役割)は書かれているが、国や東京都の役割もどこかに書かれるべきでないか？たとえば、国については厚生労働省の「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」(R5.6.26) https://www.mhlw.go.jp/content/001112995.pdf などがあるが、第5条(市民の役割)ないしは、第7条(3)に関係して、市が、聴覚障がい者への理解を深め日常会話程度の手話を習得するための講座を開催し、手話奉仕員の養成を行うことに役立つのか？	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	17	3年ごとの見直しなどの付則は設けないのか？	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	18	条例によって「手話は言語」であることが保障され、保障されることにより、ろう者が自分らしく生きられる社会が実現すると思う。大変意義のある条例だと思う。	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	19	調布市が手話を言語と捉えることは、手話で生活をする人々だけでなく、手話を学ぶ人、手話との関わりが薄い人も含めた全ての人にとって、調布市での生活が一層心地の良いものとなるよう感じた。是非、条例として制定されてほしい。	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	20	<p>条例の制定にご尽力いただきありがとうございます。わかりやすい版もつけていただき、一般人として概要もつかみやすくありがたいです。</p> <p>さて、この調布の条例案云々の話ではないのですが、手話言語条例全体の今後の施策に関わるものとして意見を出させていただきます。</p> <p>2022年より札幌地裁で、札幌聾学校の「日本手話」を第一言語とする児童らにより、聾学校の設置主体である道を相手に裁判が起こされています。それより前から学校では、日本手話に堪能な教員が定年などで今後不足することが危惧されており、教員の間でも学校側に対策を要望してきたようですが、結局日本手話に堪能でない教員が配置されることとなり、児童が十分に学習することができなくなったということのようです。そしてつい先日の第一審判決では、児童らの訴えは退けられました。</p> <p>北海道ではすでに2018年に、言語としての手話の理解と普及に取り組むことをはっきりと掲げた立派な条例が制定されているにもかかわらず、なぜこのようなことが起こるのでしょうか。</p> <p>裁判に至るまでには様々な交渉や話し合いがなされてきたと思いますが、結局道教育委員会は裁判の場で、自らの手話に対する理解がいかにも至らないかを、自ら主張し証明したようなものだと思います。裁判官もその主張を認めたわけですから、この裁判は「手話に対する理解の促進」がいかにも簡単ではないかをものがたっていると思います。手話を第一言語として獲得し使用している者が、「理解が足りない」と言っているのですから、それはそのまま受け止め、理解につとめるべきだと思います。調布市ではそのような理解の普及が、市民に対してしっかりとなされるよう、施策として進めていただきたいと思います。</p> <p>上に関連して、特に第一言語として手話を獲得しとその言語を使って学びを深めていくろう児にとっては、手話を第一言語とする教員がやはり必要です。音声日本語を第一言語とする聴者の教員が、母語並みの日本手話を習得することも大切ですがかなりのハードルがあるとも思われます。</p>	
(仮称) 調布市手話言語条例(案) に対する意見	21	<p>同じように、手話通訳者の育成や確保に関しては、聴者の手話通訳者の養成・派遣だけでなく、今後必要であればろうの通訳者(ろう通訳)の存在も視野に入れていただきたいと思います。</p> <p>(第一言語を手話とする者にとってはやはり同じ第一言語の者の話が伝わりやすく、近年開催されたオリンピック開閉会式のテレビ放映の手話通訳や、日々の手話ニュースのキャスターなど、このような場面ではほぼろう者が担うのが時代の流れとなっています。)</p>	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第2条, 第6条, 第7条 に対する意見	22	● 第2条、第6条、第7条の「事業者」について 第2条「(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。」とあり、第6条(事業者の役割)では「手話を使用する者にとって暮らしやすい環境を整備し」とあり、第7条(施策の推進)との関係で、もっと具体的な表現が必要ではないか？ 事業者が手話を必要とする状況とどれくらい関わっているかによるでしょう。お客さんと事業者・従業員の関係において手話が必要になる場合ができる、市役所を含め学校等の教育機関や保育施設、病院、介護施設、警察など「公共サービス」についてはニーズが高く、事業者一般と別扱いにしてもよいのではないかと。 おそらく条例は、最低限の枠組み(財政を含む)を作って、詳細の実施計画は行政が充実させるという関係のようにみえるが、(委員会の議事録に語られているような)具体的な中味がどこかに必要である。でない、新しい第2ないしは第3外国語を自発的に習得しようとする意欲が起きないだろう。	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第3条(2)に対する 意見	23	第3条(2) 主語が明確でない。	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第4条に対する意見	24	第4条(市の責務) 「市は、(略)国、東京都、市民、事業者その他関係団体と連携を図り」とあるが、まず、最重要関係者(ステークホルダー)の当事者が欠落していないか？ また、「関係団体」が「その他関係団体」と最後の順位にあることも優先順位が逆で奇異である。例えば、国、東京都、市民、事業者、関係団体、当事者はそれぞれ、この条例のもとに行う事業にどのようにどの程度かかわるか、それを考えたとき、当事者、関係団体、市民、事業者、その他東京都・国という順序が正しくはないか？	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第4条に対する意見	25	第4条について (市の責務) 第4条 2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、手話を使用する者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。 ◇ 2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、手話を使用する者、手話通訳者その他の関係者の意見を定期的に聴く機会を設けるものとする。 【理由】 PDCAを回すためにも、少なくとも当事者団体との定例的な集まりは必要と考えます。 第7条の施策の推進を行うためにも、必要と考えます。	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第7条第1項に対する 意見	26	施策の推進 第7条 (2)について小学校 3年生の総合 科目 に取り入れて小学校で全員が手話に触れる機会を作る。さらに学びたい児童はクラブでやれるようにする。または、夏休みなどの講座を開設する。どの場合も聾者、通訳者を配置して学校教員に負担をかけない。	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第7条第1項に対する 意見	27	第7条(施策の推進)の第1項 「(2) 学校教育、社会教育等の学習の場において、市民が手話に対する理解を深めることができる機会を充実させること。」とあるが、第三者としての市民についての項目のようだが、児童や教師等の当事者(障がい者)に対する教育の機会均等の施策は含まれないのか？	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第7条第1項に対する 意見	28	第7条(施策の推進)の第1項 特に違和感を感じることは、「(10) 前各号に掲げるもののほか、手話を使用する者が安心して日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、手話を使用することができるよう、必要な取組を行うこと。」である。 この条例の目的(第1条)の根幹はこの第7条(10)にかかっていることであると考えられるが、(1)～(9)が主要な施策を網羅して、その順番が、優先順位(コスパ、タイパ)や PDCA サイクルの観点から妥当か疑問である。例えば、(1)は定量的評価が難しい。	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第7条第1項に対する 意見	29	第7条の手話通訳者に関する号、(4)、(5)手話通訳者を利用しやすい環境を整備すること、(6)に関して、わかりにくい表現である。AI に尋ねた結果は、「手話通訳者の確保と養成」とわかりやすい。 1. 手話教育の推進: 乳幼児からの手話教育に切れ目のない学習環境の整備や、手話の学習機会の提供など。 2. 手話の普及と利用促進: 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策。 3. 手話を必要とする者の権利保護: 手話を使用する市民が、手話により自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らす権利を尊重すること。 4. 手話通訳者の確保と養成: 手話通訳者の配置の拡充や処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策。	
(仮称) 調布市手話言語条例 (案) 第7条第2項に対する 意見	30	第7条(施策の推進)の第2項 「市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、手話を使用する者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。」という努力規定でなく、「聞かなければならない」という MUST 条項にすべきである。市がほぼ健常者だけの職員により策定する施策では抜けができる。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
(仮称)調布市手話言語条例 (案)第8条に対する意見	31	第8条の財政的措置だけでなく、人員や体制の整備についても規定すべきである。	
(仮称)調布市手話言語条例 (案)第7条、第8条に対する意見	32	第7・8条について 第7条 市は、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。 第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 ○ 第7条・第8条ともに「努める」となっていますが、以下のように強く打ち出せないでしょうか？ 第7条 市は、次の各号に掲げる施策を推進する。 第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。	
(仮称)調布市手話言語条例 (案)第9条に対する意見	33	第9条 「この条例の施行について必要な事項は、別に定める。」とあるが、「この条例の施行について必要な事項」とはどのようなものか、具体的に示されたい。 規則などか？	
(仮称)調布市手話言語条例 (案)わかりやすい版に対する意見	34	この「わかりやすい版」は、誰を対象にしているか？	
(仮称)調布市手話言語条例 (案)わかりやすい版に対する意見	35	この「わかりやすい版」の漢字にふりがなを付けている理由はなにか？ 不要ではないか？	

(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例(案)に対する意見

項目	No	御意見の概要	市の考え方
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)に対する意見	36	時間の都合で多くは書けないが、手話言語条例と同様の意見である。	
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)に対する意見	37	制定の背景や根拠となる内外の法令などがあるなら記載したほうがよい。	
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)第2条に対する意見	38	(定義)(1)最近取り上げられることが多くなっている「Lid/APD 聴覚情報処理障害」を入れてはどうか。当事者の精神的な支えになるのではないか。	
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)第2条に対する意見	39	(定義)(2)意思疎通手段の中に「手話」が入っていないのは何故なのか。言語(手話を含む)を入れるべきではないか。	
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)第2条に対する意見	40	失語症者(向)け意思疎通の重要性とその制度を使うことができる素地が今回の条例制定を機に皆に周知され整っていくことを願ってやみません。 和楽他、失語症のある人の発信が(発信も受信も難しい方々への声)が届きますように。 失語症を第2条の高次脳機能障害のある人(〇〇〇も含む)と明文化して下さい。 失語症者向け意思疎通支援者もいます、と追記して下さい。	
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)第7条に対する意見	41	第7条(施策の推進)は、簡潔明瞭にわかりやすく書けるものをわかりにくく書いてある。一方、「わかりやすい版」はよくできている。 こちらを読んで理解できなかったが、「わかりやすい版」を読んで見直してみると同じことが書かれているようである。もう少しわかりやすく書けないものか。皮肉を言うと「わかりにくい版」であり、制定者も、わかりやすく書けない「障害者」かもしれない。	
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)(わかりやすい版)に対する意見	42	この「わかりやすい版」は、だれを対象にしているか。	
(仮称)調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)(わかりやすい版)に対する意見	43	この「わかりやすい版」の漢字にふりがなを付けている理由はなにか？ 不要ではないか？	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
(仮称) 調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例(案) (わかりやすい版) に対する意見	44	細かいことだが、正しくふりがながつけられてないところがある。 例：パソコン (そこん)	

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。